

平成25年度 国際小委員会における審議状況について

1. はじめに

今期（第13期、平成25年度）の文化審議会著作権分科会の第1回国際小委員会において、今期の本委員会では昨期の審議に基づき、以下の課題について検討を行うこととされた。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (3) 知財と開発問題、フォークロア（伝統的文化表現）問題への対応の在り方
- (4) 主要諸外国の著作権法及び制度に対する、課題や論点の整理

2. 審議の状況

(1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

① 国境を越えた海賊行為に対する対応

今期の小委員会においては、侵害発生国における海賊行為への取組等を把握するため、韓国との政府間協議において聴取された、インターネット上の著作権侵害対策に係る韓国政府の取組として、スリーストライクの運用状況、侵害サイトに対するサイトブロッキングの適用等が紹介（第3回小委員会）された。

また、海外における海賊版対策における課題として、文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）において、海外における著作権侵害に関して、権利者団体や海外に積極的に展開しているコンテンツ業界からのヒアリングによれば、侵害実態をその国での侵害摘発事案から推計するしかなく、個別の権利者では正確な把握が困難であることが判明した。

こうした課題に対応するため、文化庁により平成24年度において、効果的な海外における海賊版対策を企画・立案する上での基礎的な情報を収集するため、中国における日本のパッケージ及びノンパッケージ型コンテンツに係る著作権侵害の実態調査が実施され、その調査結果を聴取（第1回小委員会）した。

調査結果として、中国都市部（北京、上海、広州、重慶）のインターネット利用者に対する聞き取り調査に基づき、日本のコンテンツの入手経験率、コンテンツ類型ごとの利用実態、都市間比較による傾向・特徴、正規流通に対する要望、日本コンテンツの侵害規模の推計等が報告された。

調査により判明した侵害状況に加え、現在、我が国の権利者がコンテンツ海外流通促進機構（CODA）を中心に、中国の動画投稿サイト上の違法コンテンツの削除要請や市場における海賊版の一斉取締りに取り組んでおり、一定の成果を上げている状況も報告された。

今後、中国との二国間協議等において、こうした調査で経た知見を踏まえ、より実効的な海賊版対策の実施を要請することが必要であり、動画投稿サイトに対する削除要請等においては、権利者がまとまって権利行使をするための団体としての連携が一定の効果を上げていることから、引き続き団体としての効果的な侵害対応が可能となるよう、政府としても必要な支援を検討すべきである。

また、不正流通対策として正規版コンテンツの流通を進めていく上で、中国において、様々な阻害要因があり、日本の正規版コンテンツの流通が迅速に行われていない状況についても指摘がなされており、海賊版対策として我が国の正規コンテンツの流通促進の問題も検討を進めるべき課題である。

② 政府間協議の対象国拡大に向けた今後の取組

海賊行為への対応の在り方としては、文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）において、我が国のコンテンツ企業の動向を踏まえつつ、政府間協議の対象の東南アジア諸国等への拡大を検討すべきとされたことから、平成24年度第4回小委員会において政府間協議の対象国拡大に向けた今後の取組について検討が行われ、各国の著作権保護における課題等を踏まえ、既存の海賊版対策事業等を活用しつつ、重点とする当該国・地域との関係強化に努め、政府間協議の対象国拡大への環境を整えるべきであるとされた。

また、知的財産本部において平成25年6月に決定された「知的財産政策ビジョン」では、アジア振興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人材育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進し、新興国における著作権のエン

フォースメントを推進すること長期ビジョンとして取り組むこととしている。

これらを踏まえて、今後の海賊版対策事業等を活用した関係強化、著作権制度の整備等を検討していく上で参考とするため、文化庁が開催した「アジア著作権セミナー」（平成25年3月）の概要及び参加国（インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア）との二国間協議の結果を聴取（第1回小委員会）した。

文化庁から、「アジア著作権セミナー」の概要について報告があり、参加国に対してインターネット上の著作権保護や著作権集中管理に関する情報提供を行ったことに加え、参加国との文化庁との間で二国間協議を行い、著作権保護の現状と課題や必要としている支援に関する情報収集を実施したとの報告があった。

参加国に共通する課題としては、デジタル環境における著作権保護や海賊版対策、著作権普及啓発の向上であること、また、著作物の適切な利用や効果的な保護を進めていく上で、著作権集中管理の必要性に対する認識が高まっており、各国政府において重要な政策課題として位置づけられているが、制度整備、管理事業者の育成等において多くの課題が存在していることが報告された。

「アジア著作権セミナー」の参加国は、日本のコンテンツの普及状況等にかんがみ、今後も政府間協議の継続が予定されることから、現在の文化庁による参加国に対する著作権分野における協力事業の実施状況についても聴取（第2回小委員会）した。

文化庁より、平成25年度の協力事業として、インドネシア知的財産総局長及び著作権担当局長の日本招へい、ベトナム著作権局長の日本招へい、著作権集中管理に係る研修の実施、著作権の権利執行等に係るセミナーの開催、各国における普及啓発に対する支援等が説明され、インドネシア政府の要請を踏まえた、取締役担当政府職員を対象とするトレーニング・セミナーのジャカルタにおける開催についての報告（第3回小委員会）がなされた。

さらに、参加国からの協力要請においては、各国における著作権保護や著作物の利用に関する著作権者の関心の高まりを反映し、著作権集中管理に係る協力に対するニーズが共通して高いとの報告があった。アジア地域における著作権集中管理に関する状況をより詳細に把握するため、日本音楽著作権協会（JASRAC）による音楽著作権の集中管理に関する報告が行われ、アジア太平洋地域における集中管理団体の概況、アジア地域の管理団体からの入金状況等を聴取（第2回小委員会）した。

報告においては、アジア地域における著作権管理の課題として、集中管理団体設立のため法整備（カンボジア、ミャンマー、ラオス）、団体の管理能力の向上、著作権団体への録音権委任、使用料分配データの収集、海賊版対策（パッケージ、インターネット）等が指摘された。

今後の著作権分野における協力事業としては、これまでの成果及び対象国の要請を踏まえ、海賊版の取締り、権利執行の支援、著作権集中管理の強化、普及啓発の向上等に対して継続的な支援を行い、こうした協力を通じて政府間協議の対象国の拡大のための環境整備を進めていく必要がある。

（２）著作権保護に向けた国際的な対応について

①視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）の採択

<経緯>

著作権者の権利内容に抵触する態様で著作物を利用しようとする場合に、各権利者の許諾を必要とすることは、我が国のみならず現行の国際的な著作権保護システムにおける一般原則であるが、公益上の理由から、あるいは著作物の円滑な利用を促進する目的などから、世界各国において著作権等の制限と例外に関する規定が導入されている。しかしながら、これまで権利の制限と例外の規定については、世界各国がその国内状況に応じて独自に定めるのが通常であり、国際的な統一ルールは存在していなかった。

このような状況下、著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場である世界知的著作権機関（W I P O）の著作権等常設委員会（S C C R）において、途上国から、i) 知識へのアクセシビリティを更に向上させるために、パブリックドメインの確保等を実現するための権利の制限措置について国際的なルールを設定すべきであること、ii) 近年のインターネット等の普及が知識に容易にアクセスできる手段をもたらしたにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっているため、これを利用者重視したものへに転換する必要であること、等が主張され、2005年から権利の制限と例外に関する議論が開始された。

当初、先進国側は、権利の制限と例外の規定の導入については、各国の国内事情を踏

まえて柔軟に対応できるようにすべきであり、既にスリーステップテストによって検証する方法が定着していることから、これを改める必要性はない、と主張して途上国側と対立、議論は停滞していた。ところが、2009年に、対象を視覚障害者等に限定した条約案を中南米諸国が提出したのを皮切りに、米国、EU、及びアフリカグループが、それぞれ合意文書案等を提出したことから、視覚障害者等を対象とした権利の制限と例外に関する条約策定の気運が急速に高まった。

その後、第22回SCCR（2011年）において作成された議長文書をベースに、数次のSCCR及び中間会合における議論が積み重ねられた結果、2012年12月に開催されたWIPO臨時総会において、外交会議の開催が決定され、2013年6月末、マラケシュにおいて「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）」として採択された。

<条約の内容と我が国の今後の対応>

本条約の主たる内容は以下の通りである。

- (ア) 対象となる著作物は、書籍等のテキスト形式のものである（第2条）
- (イ) 受益者は、視覚障害者等に加えて、肢体不自由者（身体障害により、書物を支えること、又は扱うことができない人）を含む（第3条）
- (ウ) 締約国は国内法において、視覚障害者等のために著作権（複製権・譲渡権・利用可能化権）の権利の制限規定を設ける（第4条）
- (エ) 締約国は視覚障害者等に利用しやすい形式の複製物（点字図書やDAISY図書等）について、締約国間の輸出入が許容されるようにする¹（第5条、第6条）
- (オ) 条約は20箇国が締結してから3箇月後に発効する（第18条）

本条約の成立により、視覚障害者等に関する権利の制限について国際的規範が定められるとともに、点字図書やDAISY図書等の利用しやすい形式の複製物の国境を越えたやりとりが円滑化されることにより、我が国はもとより、世界中の視覚障害者等の著作物へのアクセス環境が改善することが期待され、非常に有意義である。

今後は、締約国間の利用しやすい形式の複製物の輸出入を担う組織（Authorized Entity）の選定、肢体不自由者のための複製等についても権利の制限と例外とする著

¹ 具体的には、輸出国の国内法の権利制限規定等に基づいて作成された、視覚障害者等に利用しやすい形式の複製物を、輸出国の“Authorized Entity”と呼ばれる団体（点字図書館や図書館等が想定されている。）が、輸入国にいる受益者に、その複製物を提供できるようにする（“Authorized Entity”を通じてでもよい）ことが求められている。

著作権法の改正等、必要な作業を進め、条約を早期に締結することが望まれる。

② SCCRにおける他の議論

SCCRでは、視覚障害者等向けの権利の制限と例外以外の著作権及び著作隣接権関連の論点として、放送機関保護のための条約（放送条約）、及び、他の権利制限と例外に関する議論が進められている。

②-1 放送機関の保護

<経緯>

1998年11月以降、放送機関にインターネット時代に対応した保護を与え、放送信号の不正使用等の防止に関する国際的なルールを定めるべく、放送条約の検討が行われている。

放送条約の議論について我が国はこれまで、条約形式の提案や論点整理ペーパーを提出する等、積極的に関与してきたが、各国の放送機関保護法制の間に大きな隔りがあることに起因し、長期にわたり目立った進展はみられなかった。

このような状況下、第23回SCCR（2011年）において、インターネット上の送信を保護の対象に含める南ア・メキシコ提案が提出され、放送条約の成立へ向けた動きが再びみられ始めたところ、我が国は、これまでの各国提案を絞り込んだ提案をWIPO事務局に提出する等、引き続き積極的に対応してきた。その結果、第24回SCCR（2012年）において、我が国提案を含む形でシングルテキスト化された作業文書が作成されるに至った。

その後、2014年に外交会議を開催することを目指して議論が続けられ、2013年4月に開催された放送条約に関する中間会合では、当該文書に基づいて、条約の受益者、適用の範囲、及び権利・保護の範囲について議論されたが、依然各国の対立が根深い状況が続いていた。

<現在の議論と我が国の対応>

現在の主な論点として、i) 伝統的放送機関が行うインターネット上の送信の保護の在り方、ii) 固定後の権利（複製権、利用可能化権等）、iii) 受信した放送のインターネット上への再送信、iv) 放送前信号の保護の在り方、v) 暗号解除、vi) 保護期間

等が挙げられる。

これらの主要論点のうち、懸隔点の一つは、「伝統的放送機関によるインターネット上の送信」を保護対象とするか否か、という点にある。当該論点について、欧米諸国を始めとした多くの国々は、これを条約の保護対象とすることが必要であるとする一方で、インドは、保護対象とすべきではないと強硬に主張し続けている。我が国は過去の議論の中で、伝統的放送機関とウェブキャスター（伝統的放送機関以外のインターネット上の送信を行う者）とのバランスや、「伝統的放送機関によるインターネット上の送信」の範囲（サイマルキャストのみを対象とするのか、あるいはウェブキャストやオンデマンド送信を含むのか）等に関する検討が不十分であるとの認識にしたがい、放送条約の早期採択を目指すには、インターネット上の送信をいったん条約の議論とは切り離し、より懸隔点の少ない伝統的放送機関による伝統的放送に関する条約の議論を先行させるのが好ましいとしてきた。

しかしながら、近年の放送条約の議論において、“**technology neutral**”（地上波放送、衛星放送、有線放送、インターネット上の送信を含むすべての媒体を同等に扱うこと）という概念を主張する声次第に強くなりつつある。他方、インドのようにインターネット上の送信を保護することに強硬に反対する国が存在することからすると、インターネット時代に即した保護を早期に放送機関に与えるため、本条約の早期採択を目指すには、インターネット上の送信を議論から切り離すことを主張するよりも、むしろ、これを保護の対象とした上で、その保護は任意である、とするのがより建設的であるとともに、各国も受入れやすであろうとの判断のもと、我が国は2013年12月、伝統的放送機関によるインターネット上の送信について、条約上の任意的保護の対象とする条文案を、既存のテキストに対する追加提案として提出した。

これを受けて同月に開催された第26回SCCRでは、我が国提案の柔軟性を歓迎する旨の発言が多くの国からなされるとともに、インターネット上の送信の扱いを含めた主要論点について、態度が必ずしも明確ではなかった国々が態度を表明し始めた。権利・保護の範囲の論点についても、米国が新たな提案を議場配布する等、各国の積極的な参画により議論が活性化してきている。

本議題については、我が国や米国・EUだけでなく、南ア・メキシコなどの途上国側も前向きな姿勢であり、早期の外交会議の開催を目指して、引き続き活発に議論が行われることが期待される。我が国としては、各国における議論の動向を踏まえながら、著作権法及び関連する法制度による対応の状況を考慮しつつ、積極的に対応

していくべきである。

②-2 その他の権利の制限と例外

<経緯>

2005年に権利の制限と例外の議論が開始されて以降、上記視覚障害者等のためのもの以外の権利の制限と例外についても、SCCRの議題として取り上げられている。具体的には、i) 図書館とアーカイブのための権利の制限と例外、ii) 教育機関と研究機関等のための権利の制限と例外、の2つの観点から議論として取り上げられているものの、議論はまだ緒に就いたばかりの段階である。

<現在の議論と我が国の対応>

これらの権利の制限と例外についても、先進国側は、その導入の検討に当たっては各国の国内事情を踏まえて柔軟に対応できるようにすべきとのスタンスであり、議論は各国の法制度、プラクティス、経験の共有を中心に行うべきと主張する一方で、アフリカグループや中南米諸国等は国際的に法的拘束力のある文書の作成を求めており、両者の間で意見の隔たりが大きい。その結果、議論のベースとなる作業文書としていかなるものを作成すべきか（先進国側の法制度等の紹介と途上国側のテキスト提案とをどのようにまとめるか）という点や、途上国提案のテキスト中に含まれる、本議題とは無関係と考えられる項目を作業文書に含めるか否か、等を始めとして依然としてコンセンサスがほとんど得られていない状態である。

これらの権利の制限及び例外については、我が国としては、引き続き、スリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針のもと、何らかの国際文書を作成する場合には、各加盟国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべきである。

(3) フォークロア（伝統的文化表現）問題への対応について

フォークロアの保護については、WIPOの遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）において議論がなされているところであるが、先進国と途上国との間で、法的拘束力を有する枠組みの構築の可否等、根本的な論点において、意見に隔たりが見られる状況である。

第7回IGC（2004年）においてWIPO事務局が作成した作業文書を足が

りに、テキスト形式の議論が行われているが、2013年7月に開催された第25回IGCにおいては、目的、保護対象（フォークロアの定義）、受益者、保護範囲、及び権利の制限と例外、の項目に論点を絞ってテキストの洗練化が試みられたものの、意見の対立により、かえってオプションやブラケットが増える結果となり、懸隔は解消されないまま、より複雑化したテキストが作成されるにいたっている。

途上国は、受益者により強い権利を与えられるべきであること、文書を法的拘束力のあるものとする、次期予算年度（2014年～2015年）に外交会議を開催すること等を主張する一方、我が国を含む先進国からは、既に多くのフォークロアはパブリックドメインに帰しているため、利用との関係から権利を与えることには慎重であるべき、文書の法的性質や外交会議の開催時期については、議論が熟していないため予断すべきではないこと等が主張されている。

我が国は従来、フォークロアの保護の取組は、各国が地域の特性や文化に合わせて、文化財保護の取組、不正競争防止法等による対応などによって実施していくことが適切である、との方針であるが、引き続き当該方針を踏まえつつ、IGCを始めとした国際的な議論の動向に留意し、これに参画していくことが必要である。

（４）主要諸外国の著作権法及び制度に対する、課題や論点の整理

近年、マルチのフレームワークにおける議論はもとより、世界各国において新時代に対応した知的財産保護の推進のため、著作権法制度を巡る様々な動きがみられるところ、これらは将来的な国際的知財保護の在り方に関する議論に影響し得ることから、その動向に目を配る必要がある。そこで、諸外国の著作権法制と、我が国の著作権法制との比較を含めて有識者からヒアリングを行い、論点の整理を行った。

④－１ 権利者不明著作物の扱い

近年、文化遺産としての書籍の保護だけでなく、その文化遺産を電子図書館等の形で公衆が利用できるようにしようという動き等に伴い、権利者不明著作物、いわゆる孤児著作物の問題が、EU、米国等にてクローズアップされてきている。

米国では、グーグルが立ち上げたグーグルブックサーチプロジェクト（現在の名称は「グーグル・ブックス」）²に対して、米国の著作者団体（Authors Guild）・出版社

² 2004年、グーグルが米国において幾つかの学術図書館などと協力して始めたものであり、書籍のスキヤ

が起こした訴訟において、著作物の75%を占めると言われる権利者不明著作物の扱いについて、著作権者が利用許諾しないことを告知しない限りは原則利用許諾されたとみなすことが、著作権法上あるいは独占禁止法上問題がないのか、という点等が論点とされていたことが報告された。

またEUでも、電子図書館設立の動きに連動し、2012年10月に孤児著作物指令が成立しており、当該指令では、著作者を発見できない場合、i) 第一発行国において、公共のアクセスが可能な図書館等が事前に「入念な調査」を行い、その調査記録を欧州共同体商標意匠庁が管理するデータベースに登録することにより、「権利者不明著作物の地位」を得ることとなり、この地位を加盟国間で相互承認することにより、欧州連合全体で権利者不明著作物とみなされること、ii) 加盟国は、非商業的利用目的、及び公共目的を有する場合、権利者不明著作物とみなされた著作物について、図書館等の公共機関による公衆送信と一定目的の複製行為が許されるよう、権利の例外又は制限を設けること、iii) 後に権利者が判明した場合には、「権利者不明著作物の地位」を失い、権利者は公正な報酬を受け取ることができること等が定められている。また当該指令については、ベルヌ条約の無方式主義との関係性、入念な調査と大量のデジタル化の推進との相反性等が論点として挙げられることも報告された。

④-2 書籍電子利用法

フランスにおける電子書籍関連の最近の動きとして、2012年3月に公布された「20世紀の入手不可能な書籍の電子利用に関する2012年3月1日法」の運用状況について報告された。

当該制度は、フランス国立図書館で入手不可能な20世紀の書籍のデータベースを整備し、そこに登録された書籍について、集中管理団体が、利用者に対してデジタル方式による複製と配信に関する利用許諾を行い、利用者から利用料を徴収して著作者と出版者にその徴収した利用料を分配する、というものである。データベースへの登録対象書籍として求められる要件は、2001年1月1日より前にフランスで発行されたものであること、出版者による販売の対象になっていないこと、現に印刷又はデジタル形式による発行の対象とされていないこと等、があり、管理の対象とされた書籍は、集中管理団体がまず当初印刷形式で書籍を出版したオリジナル出版者に対して、10年間の独占的利用許諾を提案し、3箇月以内に当該出版者が受諾しなかった場合

ン・デジタル化を行い、協力図書館にデジタル複製の提供・ユーザーに書籍の全文検索サービスなどを提供する。2005年、著作者と出版社がグーグルに対して起こしたクラスアクション訴訟では、2012年10月に5つの主要な出版社がグーグルと和解。その和解案では、市販されていない書籍については原則、表示書籍 (Display Books) とされ、権利者がこれを非表示とするには別途の意思表示が必要とされている (オプトアウト方式)。

には、一般のユーザーに対して5年間の非独占的利用許諾が行われることとされている。この制度における論点として、オリジナル出版者は紙媒体に対する権利しか持っていないにもかかわらず、電子的利用について利用料の分配を受けることができる法的根拠がはっきりしない点等が挙げられることもあわせて報告された。

④-3 ドイツ著作権法における私的複製補償金制度

私的複製補償金制度が充実しているドイツ著作権法についても報告された。ドイツ著作権法においては、私的領域であっても基本的に著作権は及んでいると考えられており、私的複製補償金は無許諾で行われる私的複製に対する代償である、という考えのもとで設計されている。また、録音・録画に加えて複写も対象となっているが、賦課対象となる機器等は予め特定されていない。そして機器・記憶媒体の製造者・輸入者・販売者が支払い義務を負うという特色を有している。報酬額については、関係者間の交渉によって定められることとされており、その際には、機器使用の程度、技術的保護手段適用の程度、機器・記録媒体の価格水準に対する経済的に相当な関係等が考慮される。しかし、技術的保護手段の導入によって補償金制度を廃止することは考えられておらず、機器等の価格に対する報酬率の上限を定めることも行われていない。また、私的複製補償金制度は、EU情報社会指令と密接な関係にあるが、当該指令において定められている「公正な補償」(5条2項b号)が権利者に生じている「損害」に基づいて算定されるとする欧州司法裁判所の立場と、製造者にとって「不当でないこと」を考慮すべきと定めるドイツ法とが整合しているかどうかという点等について議論があることが報告された。

3. 開催状況

第1回 平成25年5月31日(金)

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) WIPO等における最近の動向について
- (4) 権利者不明著作物について(潮海 久雄委員)
- (5) アジア著作権セミナーの報告
- (6) 海外における著作権侵害等に関する実態調査報告書(中国)の報告
- (7) その他

第2回 平成25年11月15日(金)

- (1) WIPO 等における最近の動向について
- (2) 著作権分野における我が国による海外協力について
 - ①文化庁による海外協力について
 - ②アジア地域における音楽著作権の集中管理 (JASRAC 渡辺 聡副本部長)
- (3) フランスにおける書籍電子利用法の運用状況 (井奈波 朋子委員)
- (4) その他

第3回 平成26年1月31日 (金)

- (1) WIPO 等における最近の動向について
- (2) 政府間協議等の報告
- (3) ドイツ著作権法における私的複製補償金制度について (辻田 芳幸委員)
- (4) 平成25年度国際小委員会の審議状況について
- (5) その他

4. 委員名簿

	浅原 恒男	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波 朋子	弁護士
	上野 達弘	早稲田大学法学部教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	小原 正幸	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	梶原 均	日本放送協会知財展開センター著作権・契約部長
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	後藤 健郎	一般社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
	笹尾 光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
	潮海 久雄	筑波大学大学院ビジネスサイエンス系教授
主査代理	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	大楽 光江	北陸大学未来創造学部教授
	辻田 芳幸	名古屋経済大学法学部教授
主査	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	野口 祐子	弁護士
	畑 陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事（法務・管理担当）

(以上18名)